

令和2年第2回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和2年2月25日(火) 午前9時00分
- 2 閉 会 日 時 令和2年2月25日(火) 午前9時30分
- 3 場 所 小国町役場 3階 庁議室
- 4 出席した委員
1番 大 谷 健 人 5番 安 部 茂
2番 小 嶋 剛 6番 伊 藤 実 千 昌
3番 舟 山 秋 子 7番 横 山 信 一
4番 川 崎 吉 巳
- 5 出席した職員
事務局長 井上伊勢男
事務局次長 渡 邊 久 光
農地調整係長 蛭 谷 マ キ 子
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用賃貸借権設定)

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第3号 農用地利用集積計画の決定について

議第4号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議第5号 農用地利用集積計画の決定について

報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第2回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思います
が異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議ないようでございますので、会期は本日1日限りといたします
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定
について」を上程いたします。議第1号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので番号1について調査委員から報告を
お願いいたします。

5番委員 報告します。■■■さんの方に、21日の土曜日8時から現地を見せてもらい
ながら話を聞きました。息子さんの■■■さんについては19日に本人とお会
いしてお話を聞いています。場所は長沢の集落から驚にいくところの橋があり
ますけども、その間に3か所ほど点在しています。3筆になっていますけども、
他の数でいうと5枚になっているみたいですけども、■■■さんが農業経営を
主体でやっていたようですけども、昨年あたりから息子さんの■■■さんの方
に経営主体を映したいということで、賃借権の設定などを進めてきたようです。
この土地に関しても、去年まで耕作してしまして、周りの所も全部耕作はされて
いる土地で、経営主体を■■■さんの方に移していきたいということで、今回賃
借権を設定したそうです。■■■さん本人も■■■さんもやるということであ
りますし、昨年までも耕作していたところで、隣接する田んぼについても今まで
通りほかの人たちのものもやっていくということで、この案件に関しては問題
ないのかなという結論に達しました。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第1号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第1号番号1について申請どおり許可することにいたします。

次に、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。議第2号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので番号1及び番号2について調査委員から報告をお願いいたします。

3番委員 議題2号の番号1について、2月17日に賃借人の■■■さんとお会いして聞き取りを行いました。一昨年までは、樽口の■■■さんが作付けしていたことでしたけれども、昨年になって急遽辞めたいということで、荒れ地にならないように■■■さんが急遽作付けすることになったということです。今後も荒れ地にならないように耕作していきたいという意向で、今回の申請に至ったということになっております。賃貸人の■■■さんについては、高齢のため、寒河江市の娘さんの所に行っていて、地元にはいらっしやらないということで、2月22日に娘さんの方へ電話で聞き取りを行いまして、申請内容について相違ないということで確認しております。

続きまして番号2については、申請に至った経緯については番号1と同様の内容となっております。2月23日に賃貸人の■■■さんの方へ電話で連絡いたしまして、申請内容の確認をしたところ、内容について相違ないということでした。現地については、賃借人の■■■さんの日程が取れないということで、図面の方で確認しております。番号1、番号2について、周辺農地への影響はないものと判断いたしましたので報告いたします。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第2号番号1及び番号2について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第2号番号1及び番号2について申請どおり許可することにいたします。

次に、議第3号「農用地利用集積計画の決定について」と議第4号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は関連がありますので一括上程いたします。

それでは議第3号及び議第4号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 それでは、審議のためここで暫時休憩といたします。再開は9時20分といたします。

議 長 それでは再開いたします。

議第3号及び議第4号について質問、意見等ございましたら発言をお願いいたします。

無いようでございますので質疑を終結いたします。採決いたします。はじめに議第3号について原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第3号について原案のとおり決定することといたします。

続いて、議第4号について原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第4号について原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することといたします。

次に、議第5号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。議題5号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 説明ありました議第5号について質問、意見等ございましたら発言をお願いいたします。

質疑ないものと認め、議題5号について、原案通り承認することに意義のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第5号について原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することといたします。

次に、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第1号について、事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第2回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。ご苦労様でございます。

(午前9時05分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年2月25日

議 長

署名委員

署名委員